

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16824

研究課題名(和文) 近世地域行政吏の制度的研究 細川家文書と江川家文書の比較検討から

研究課題名(英文) The institutional study of regional administration officer in early modern Japan

研究代表者

今村 直樹 (Imamura, Naoki)

熊本大学・永青文庫研究センター・准教授

研究者番号：50570727

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、近世日本における地域行政の歴史的位を解明するため、典型的な大名領国の地方役人および江戸幕府領の代官所役人を主な素材に、彼ら地域行政吏の日常的な業務内容や勤務日数、その担い手などの実態を検討した。その結果、その行政制度が高い評価を得ていた熊本藩および葦山代官所では、地域行政吏の職務分掌体制が整備され、彼らは常勤職員としての性格を強めていたこと、一方で双方の行政制度には、組織の形態や管轄区域などで相違がみられたことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：I examined the actual situation such as in the daily duties contents or duty days of they regional administration officer to main material in district government official of daimyo territory and civil servants in Daikan Offices of the Edo Shogunate territory to elucidate a historic position of the regional administration in the early modern japan. As a result, in the Kumamoto han which got the evaluation that the administrative system was high in and Nirayama Daikan Offices, the duties division of duties of the regional administration officer was performed, and it became clear that difference was seen in their having strengthened the character as the full-time employment staff,, on the other hand, both administration systems in a form or the jurisdiction of the organization.

研究分野：日本近世史・近代史

キーワード：手永制 地方役人 代官所役人 永青文庫細川家文書 江川文庫江川家文書

## 1. 研究開始当初の背景

19世紀後半の日本社会が経験した明治維新とは、比較史的な視点でみると、領主制・領主的土地所有の徹底的な廃絶や、近代化政策の速やかな完遂など際立った特徴を有していた。この歴史的な転換を可能にした重要な要因として注目されるのが、明治維新の変革過程で、諸種の行政機構や地域社会の運営を支え続けた行政吏である。とりわけ、明治新政府が推し進めた「上からの近代化政策」は、近世以来の地域社会で、その政策内容を理解・咀嚼し、住民の合意を取り付けながら実現させていく地域行政吏（代官所役人・地方役人・区町村吏など）の存在がなければ、その実現は困難であったはずである。こうした地域行政吏に焦点を当てて明治維新史を再構成することは、日本史研究にとって重要な研究課題の一つである。

こうした課題に、かつて日本近世史研究から重要な提起を行ったのが、1980年代以降の久留島浩・藪田貴らによる「地域運営論」と呼ばれる諸研究である。そこでは、18世紀後半以降の幕府領などの非領国地域で、郡組合村・村などの重層的な地域管理体制が形成され、その運営システムや村役人らの行政能力などが、近代地方制度の歴史的前提になったと提起された。その後、彼らの成果は、藩領国（大名領国）地域の研究にも大きな影響を与えている。

以上の「地域運営論」の成果は、日本近世史研究におけるパラダイムを「支配」から「行政」へと転換させ、日本社会の内在的発展の帰結として明治維新を理解する方法論を提示した点で、研究史上重要な意味をもつ。しかし、近世日本の地域行政吏の性格を考える際、この研究には大きな課題もある。それは、「地域運営論」の論者の多くが、村役人たちの行政能力を高く評価しながらも、その「行政」自体の内実には、あまり関心を払ってこなかった点である。つまり、村役人らによる領主への訴願、民衆運動の組織などの側面は明らかにされたものの、彼らが日常的に従事した「行政」業務の全体像や勤務日数などの実態、あるいは村役人の地域性やその成り手の問題は、十分に明らかにされてこなかった。近世後期における地域行政の歴史的位​​置を見定めるためにも、彼らの制度的実態を検討する作業が必要とされる。

また、地域行政吏たちの活動の場となった組合村や手永といった地域行政組織の性格についても、非領国地域の研究に続くかたちで藩領国のそれも進められている。しかし、両地域の研究はあくまで別個の個別研究として行われており、両者の共通性や地域性などの論点はほとんど深められていない。

## 2. 研究の目的

以上の学術的背景をふまえ、本研究では近

世後期における地域行政吏の制度的実態を明らかにする。具体的な分析対象は、藩領国地域・非領国地域それぞれの代表的な地域行政吏といえる、西南雄藩たる熊本藩の地方役人と、江戸幕府の伊豆葦山代所の代官所役人である。両者を取り上げた理由は、第一に、前者では永青文庫細川家文書（財団法人永青文庫所有、熊本大学附属図書館寄託）、後者では江川文庫江川家文書（財団法人江川文庫蔵）という、質量ともに全国屈指の藩政史料・代官所史料が存在し、これらの史料群を重点的に分析することで、新たな歴史事実の提示が見込まれるから。第二には、同時代にみて、熊本藩および葦山代官所の行政制度は全国的に高い評価を得ており、タイプは異なるものの、それぞれが近世日本の地域行政の到達点を示すものと想定されるからである。

本研究の目的は、こうした近世日本の地域行政吏の業務内容や勤務日数、あるいは担い手などに注目することで、それらが近代日本との関係でどのような歴史的位​​置にあったのかを解明することにある。近年、明治前期の地域行政吏（区町村吏）の構成員に関しては、それが近世後期からの系譜的な連続性に基づくことが明らかになっている。地域行政吏における連続性が、業務内容などの制度的実態にも該当するのであれば、それは日本の近代行政を欧米諸国からの「移入」ととらえる行政学の通説的な理解にも、再考をもたらすものとなる。

また、本研究では、熊本藩の地方役人と葦山代官所の代官所役人の双方を分析することで、藩領国地域と非領国地域それぞれの行政吏や行政組織に関する比較検討を試みる。こうした試みは、従来の個別分散化した研究状況では極めて不十分であり、その点でも大きな研究史的意義を有するものと考えられる。

## 3. 研究の方法

本研究では、第一に、近世後期の地域行政吏の業務内容・勤務日数、その担い手の性格について、上記の永青文庫細川家文書・江川文庫江川家文書および旧熊本藩領・伊豆代官所領それぞれの地方文書などをもとに検討する。そのため、まずは分析対象とする膨大な史料群の調査・撮影作業を優先的に実施する。

第二に、以上で得た史料群の分析をもとに、地域行政吏の性格を規定する、彼らが勤務した手永や郡中などの地域行政組織の性格について検討する。具体的な検討対象は、地域行政組織が有する権限・財政、およびその管轄区域である。

第三に、以上の具体的な検討をふまえ、藩領国地域と非領国地域における地域行政吏・行政組織の共通性と地域性について検討する。

こうした作業で得た成果については、学界にはシンポジウムや学術論文などの形式で発信するとともに、市民向け講演会などで、その社会的還元も目指す。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究の主な成果

まず、地域行政吏に即すれば、18世紀後半以降の熊本藩領・伊豆葦山代官領の双方で、地域行政吏たちの職務分掌体制が整備され、業務のマニュアル化が進展していたことが明らかになった。業務内容には、狭義の領主制の維持に関わる御用とともに、徴税・土地管理・山林管理・刑政・治安維持・水利土木事業・水防・消防など多岐にわたる行政業務があった。近世後期、地域社会や住民の成り立ちに関わる後者の行政業務が増大するなかで、より効率的な行政対応が目指されていたと考えられる。

勤務日数については、近世後期の熊本藩領の地方役人が年間約7割以上の勤務日であったことが判明し、常勤吏員としての性格が明確になった。同時期の葦山代官所の代官所役人に関しても、検討が不十分な部分が残るものの、代官所内の長屋に居住した点などから、常勤吏員であった可能性が非常に高い。

地域行政吏の担い手については、従来、村内の政治的・経済的有力者の家が庄屋などの村役人を歴任するというイメージが強かった。葦山代官領の郡中惣代や郷宿は特定の家が世襲することが多く、熊本藩領でも上記のイメージと合致する地方役人も確かに存在する。しかし、本研究の結果、近世後期の熊本藩領では、農作業よりも事務仕事を望む百姓の子弟たちが地方役人を志望していたこと、一方で行政組織の側は、地方役人の採用にあたり、採用者の家の百姓経営の維持を強く求めていたことが判明した。地域行政吏は「職業」としての性格を有するとともに、個々の百姓経営とは分離した存在であった。熊本藩領では、以上の地域行政吏の業務内容と「職業」としてのあり方が明治前期まで継続しており、近代日本の地域行政吏の成立は、その起源を少なくとも近世後期にまで求めることが可能である。

次に、地域行政組織について。熊本藩領と幕府領一般との共通点から述べれば、18世紀の定免制実施以降、幕府と藩は組合村・手永などの地域行政組織に事務を委任する傾向を強め、その結果、組合村などの組織は大きく拡充する。それとともに地域行政組織自体の財政も強化されていくが、こうした財政システムのあり方も熊本藩領と幕府領で基本的に共通する。地域入用(地方税)を意味する会所并村出米銭(熊本藩領)と郡中入用・組合村入用(幕府領)の内容は類似している。両者の相違点としては、熊本藩領の手永で会所官銭と呼ばれる大規模な財源形成がみられた点であるが、これは同藩が定免制(請免

制)の導入などを通じ、土地管理に関する広範な権限を手永に委任したことを発端とする。各地の行政組織の性格の差異は、幕藩領主権力との関係からもたらされる側面を有していた。

他方、地域行政組織の管轄区域に関しては、藩領国・非領国地域を問わず、地域差が大きいことが浮かび上がってきた。熊本藩領の手永の場合、その領域は17世紀末以降、幕末期に至るまではほぼ不変であり、一人の惣庄屋が当該領域の行政を担当した。しかし、葦山代官領の郡中惣代の場合、その管轄区域は明瞭ではない。郷宿の場合、担当の村々は決められているものの、葦山代官所の広域的機能とも関わり、代官領周辺の村々も含んでいる。また、藩領の大庄屋でも、明確な管轄区域を有さない場合もある。例えば、遠江横須賀藩(3万5千石)の場合、領地がモザイク状に分散していたこともあり、大庄屋は個々に明確な管轄区域をもたず、集団として領内村々の問題に対処していた可能性が高い。

以上で明らかになった成果については、20静岡県地域史研究会の2015年度シンポジウム「近世駿府の歴史的位置」、同研究会の2017年度シンポジウム「近世の駿豆地域と葦山代官江川氏」などの場や、学術論文・図書を介して発表した。また、市民向け講演会も、静岡・熊本両県でたびたび開催し、成果の積極的な社会的還元を行った。

##### (2) 本研究のインパクト、今後の展望

本研究の意義は、第一に、近世の地域行政吏が担った「行政」とは何かについて、真正面から問い直した点にある。本研究により、従来、抽象的に語られることが多かった「地域行政」に関する具体像が示されたことは、近世村役人研究とともに、近代地方行政史研究にも少なからぬインパクトを与えよう。

第二に、地域行政吏を「職業」ととらえ、それと担い手たち個々の百姓経営、あるいは百姓の離農志向との関係に光を当てたことである。従来の近世村役人をめぐる研究に、百姓の家の問題や彼らの離農志向という新たな論点を提示できたことは、本研究がもたらした重要な成果の一つである。

第三に、これまで個別事例的に行われてきた藩領国・非領国地域の研究を、一貫した視点のもと横断的に行うことで、両地域の比較研究およびその成果の総合化に向けた第一歩を踏み出すことができた点である。本研究で明らかになった藩領国・非領国地域の個々の歴史的事実を、どのように総合的に理解し、論理化していくかについては、まだ不十分な段階である。しかし、本研究の試みは、個別分散化が進展した日本近世史研究の現状を打破する可能性を大きく有しており、今後、全国各地の研究者を結集しながら、より総合的に取り組むべき課題である。こうした共同研究の実現に向けて、今後も努力を続けていきたいと考える。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

今村直樹、近世駿府・駿河の領主制や地域社会を考えるために「非領国」論の視座から、静岡地域史研究、査読有、第6号、2016年9月、pp.1-16、

今村直樹、史料紹介：遠江国城東郡来福村笠原家文書、人文論集(静岡大学人文社会科学部)査読無、第67号の2、2017年1月、pp.1-34、

DOI:10.14945/00009977

今村直樹、近世後期日本の「地方税」を考える 熊本藩領の会所官銭と会所並村出米銭を事例に、熊本近代史研究会会報、査読無、第548号、2017年8月、p2-10

今村直樹、廃藩置県後の細川家当主所用甲冑と旧家臣、永青文庫研究、査読有、創刊号、2018年3月、pp.5-34

今村直樹、幕末・明治前期における茶生産の地域的展開 熊本藩(県)域を事例に、アジア研究、査読無、別冊7号、2018年3月、pp.5-17

[学会発表](計13件)

今村直樹、シンポジウム「近世駿府の歴史的位置」趣旨説明、2015年度静岡地域史研究会シンポジウム、2015年9月、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」(静岡市葵区)

今村直樹、書評：『講座明治維新7 明治維新と地域社会』、明治維新史学会『講座明治維新』7・8・9巻書評会、2015年9月、明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区)

今村直樹、近世後期熊本藩の請免制と経済成長、経済史研究会、2015年12月、東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)

今村直樹、コメント：千葉拓真氏『17世紀後半における飯田藩と交代寄合信濃衆』、飯田市歴史研究所WS「飯田・下伊那の領主たちと地域社会」、2015年12月、飯田市歴史研究所(長野県飯田市)

今村直樹、近世近代移行期の手永制と地域社会、「郷と村の国際比較史」研究会、2016年3月、アクロス福岡(福岡市中央区)

今村直樹、明治初期の久能山東照宮と出島竹斎、静岡地域史研究会5月例会、2016年5月、静岡県教育会館(静岡市葵区)

今村直樹、近世後期日本の身分間移動と村、「郷と村の国際比較史」研究会、2017年2月、金沢大学サテライトプラザ(石川県金沢市)

今村直樹、近世後期熊本藩領における「身上り」運動と村、熊本史学会2017年度春季研究発表大会、2017年6月、熊本県婦人会館(熊本市中央区)

今村直樹、近世日本の「地方税」を考える 熊本藩領の会所官銭と会所並村出米銭を事例に、熊本近代史研究会7月例会、2017年7月、熊本市現代美術館(熊本市中央区)

今村直樹、シンポジウム「近世の駿豆地域と葦山代官江川氏」趣旨説明、2017年度静岡地域史研究会シンポジウム、2017年9月、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」(静岡市葵区)

今村直樹、明治初年の旧葦山代官江川氏と「御囲地」、静岡地域史研究会1月例会、2018年1月、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」(静岡市葵区)

今村直樹、近世後期藩領国の地域行政と明治維新 熊本藩領から、「公議」研究会、2018年3月、銀座ルノアール貸会議室プラザ八重洲北口(東京都中央区)

今村直樹、近代移行期日本の統治権力と郷領域 熊本藩(県)を事例に、日印朝科研究研究会、2018年3月、東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)

[図書](計5件)

今村直樹、他、静岡市、久能山誌、2016年3月、315

今村直樹、他、愛知県、愛知県史資料編23 維新、2016年3月、924

今村直樹、他、愛知県豊田市、新修豊田市史10 資料編 近代、2016年6月、814

今村直樹、他、岩波書店、岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世、2017年8月、306

今村直樹、他、吉川弘文館、近代日本の地域と文化、2018年3月、285

[その他]

ホームページ等

<https://researchmap.jp/read0156258/>

[http://eisei.kumamoto-u.ac.jp/about/staff\\_imamura.php](http://eisei.kumamoto-u.ac.jp/about/staff_imamura.php)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今村 直樹 (IMAMURA, Naoki)

熊本大学・永青文庫研究センター・准教授  
研究者番号：50570727